

東大阪市人権尊重のまちづくり条例の見直しについて

(答申)

2022年(令和4年)10月19日

東大阪市人権尊重のまちづくり審議会

目次

1. はじめに	1
2. 東大阪市人権尊重のまちづくり審議会からの提言	2
【東大阪市人権尊重のまちづくり条例改正の必要性】	
【東大阪市人権尊重のまちづくり条例改正に盛り込むべき内容】	
3. 東大阪市人権尊重のまちづくり審議会が出された主な意見まとめ	3
【条例改正の必要性】	
【市の推進体制】	
【事業者の主体的な取り組み】	
【方針・計画の策定】	
【人権課題の検証と実態把握】	
【施策展開や体制のあり方・人権啓発】	
【相談体制、被害救済】	
【人権教育】	
【インターネット上の差別、人権侵害への対応】	
【外国人の人権】	
【市民の主体的な取り組み】	
4. 東大阪市人権尊重のまちづくり審議会開催状況	7
5. 東大阪市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿	8

1. はじめに

東大阪市では、平成16年7月に東大阪市人権尊重のまちづくり条例が制定されました。

その後十数年が経過しましたが、いまだ人権侵害は後を絶たず、インターネット上での人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害など、人権課題の多様化と複雑化が進んでいます。

一方、国においては、平成28(2016)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会全体での人権課題の解決が求められています。

このような中、東大阪市人権尊重のまちづくり審議会では、東大阪市長から「人権に関する問題が複雑化、多様化している状況を踏まえた東大阪市人権尊重のまちづくり条例の見直しについて」の諮問を受け、慎重に審議を重ねてきました。

審議の結果、東大阪市人権尊重のまちづくり条例は、時代に即した改正が必要であるとの結論に達しました。

しかしながら、東大阪市人権尊重のまちづくり条例の改正はゴールではありません。今後、全庁横断的な体制のもと、市民や事業者との協働、調査や計画にもとづいた施策の実施を通じて、差別や人権侵害に有効な施策を展開し、人権尊重のまちづくりの更なる推進を強く期待します。

2. 東大阪市人権尊重のまちづくり審議会からの提言

【東大阪市人権尊重のまちづくり条例改正の必要性】

時代・社会の状況にあわせるとともに、市の現状と課題への対応をめざした内容への条例改正が望ましい。

【東大阪市人権尊重のまちづくり条例改正に盛り込むべき内容】

- ① いまだ人権侵害は後を絶たず、インターネット上での人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害など、新たな課題が生じている。
国においては平成28(2016)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体においても、人権課題の解決に向けて更なる取組が求められている。
以上のことを踏まえ、東大阪市人権尊重のまちづくりに条例において、社会状況の変化に対応していけるよう現在規定されている前文を修正することが望ましい。
- ② 人権は市のあらゆる施策の基本であり、すべての部局は人権尊重の視点に立った施策の実施が必要である。そのためには、計画的な人権施策の推進が望ましい。
- ③ 社会構造が複雑化する中、多様化する人権課題に取り組んでいくためには、行政だけでなく、社会の担い手である事業者の協力が必要であるため、責務(役割)規定を条例で明文化することが望ましい。

3. 東大阪市人権尊重のまちづくり審議会でも出された主な意見まとめ

【条例改正の必要性】

- 時代にあった条例、いわゆる人権三法の成立など法律を踏まえた条例、市の現状と課題に対応する条例改正が必要である。
- DV、女性、貧困、ヤングケアラーの問題など様々な人権課題が生じており、重大な社会問題となっている。このように新たな人権課題に対応するためにも条例改正が必要である。

【市の推進体制】

- 庁内の人権施策の総合調整や企画、助言等を有効に機能させるシステムを構築すること。
- 庁内の各課に対して、人権尊重の立場に立った施策を実施するための啓発活動が必要。
- 全庁的な条例の周知、意思表示が必要。

【事業者の主体的な取り組み】

- 事業者の責務を条例で明文化することが必要。
- 社員研修などの自主的な取り組みが進むシステム導入が必要。

【方針・計画の策定】

- 方針または計画を条例に明記することが必要。
- 方針または計画を個別具体的にすすめるとき、実際の相談窓口や制度が一覧で分かるものがあるとよい。
- 実態に合った計画を作成するため市における人権施策状況や市民意識の調査が行われることが必要。
- 計画の存在を条例に明記し、計画の内容はその都度変更する方法がよい。
- 計画を作ることに加えて、人権施策の定義や項目を条例に明記すると、条例の守備範囲が広がる。

【人権課題の検証と実態把握】

- 新型コロナ感染症をめぐる差別など、情勢・状況を踏まえて改正していく必要がある。
- 東大阪の差別の実態として、被害の現実がどのような形で当事者を襲ったのかということを明らかにする必要がある。

- 市民が、部落問題、障害者問題、外国人問題、性の多様性に関わってどのような意識にあるのかを測る調査が必要。また、問題解決に必要な現実があるのかの正確な把握がまず必要。
- 審議の中で障害者や部落問題のことが取り上げられているが、具体的な調査をして、各地域や障害者の人に聞いてもらえるとありがたい。
- 人権課題に関して詳細に把握するため、各部局への調査が必要。
- 実態調査は、意識調査だけでなく被差別体験や生活実態の調査も必要。
- 実態把握や調査について、条例で明文化することが必要。

【施策展開や体制のあり方・人権啓発】

- 当事者からの直接の意見を集めたり、内容を確認することで、現在の条例との歪みがわかる。
- 意識を変えることよりも、差別や人権問題を生み出し維持する構造を変革するための施策が必要。
- 差別・人権侵害・人権問題とは何かの整理が必要。
- 人権啓発課の役割整理と、人権啓発課による庁内の調整、企画、助言等を有効に機能させるシステム構築が必要。
- 差別や人権問題の解決に関する法令の分掌を有する室と課の整理が必要。
- 救済を必要とする人に届くような情報発信、マジョリティへの意識改革を訴えることが大切。
- マイノリティへの支援として、窓口を増やす、具体的に支援をふやすことが大切。
- マジョリティの意識改革として、従来のポスターや電話以外に SNS など、問合せしやすい、情報の入りやすいやり方があればよい。
- 子どもや若者に届く工夫をしないと、啓発も変わらない。啓発イベントに興味がない人に情報をどう届け、参加者数を増やすかが今後の大きな課題。
- 人権問題は、啓発がメインでなければならない。まず啓発から順序良く進めて、人権問題にならないような方策をみんなで考える事が大切。
- 人権課題の解決のため、人権意識だけでなく具体的な仕組みや行動を変える必要がある。

【相談体制、被害救済】

- 実態として人権相談の件数が少ない。問題を抱えていても言ってもらえない場合もある。
- 相談体制の充実と被害救済規程の明記が必要。
具体案①相談員増員②人権相談担当職員の分掌事務の明確化③被害救済策の構築
- 解決困難な人権相談内容の分析や事例検討の場を条例に位置付けることが必要。
- 人権相談に関する調査内容の整理が必要。

- マイノリティへの支援として、窓口を増やす、具体的に支援を増やすことが大切。
- 啓発イベントでだけではなく、セクハラ、パワハラなど分野ごとの相談窓口を周知することが大切。
- 福祉の窓口に行っても、こちら側から聞かないと様々なことを教えてくれない。
- 小さな子どもたちは特に、生活の困難や困りごとを自分で訴えることができないことから、周囲の大人が早く保護しないといけない事例がある。周囲が気づき、解決に結びつけられるよう広く市民の意識啓発を考える必要がある。
- 子どもだけでなく、大人であっても、生活の困難や困りごとを自分で訴えることが難しいことを踏まえて、相談機関のつながり、相談しやすい窓口体制が必要。
- 人権相談についての、一元的な窓口があってほしい。
- 人権相談において重要な役割を担っている長瀬人権文化センター、荒本人権文化センターの機能の充実と周知の強化が必要。
- 法務局で行っている人権相談では手厚い体制を敷いている。今後、市の相談体制の整備を進める際も慎重にやる必要があると思う。
- 人権擁護委員や法務局など府下でも相談対応をしていることの周知と、相互に連携しながら、相談体制の充実を図る必要がある。
- 相談窓口を分かりやすくアピールしてほしい。市政だよりには載っているが、たくさんの項目の中の一つなので非常にわかりにくい。

【人権教育】

- 人権教育について条例に明文化することが必要。
- 学校教育、社会教育に関しての方針や計画の策定が必要。
- 教職員の育成システム確立が必要。
- 自分が小学校のとき、人権教育が暗さ、押しつけがましさを感じた。教育の中で、人権を自分ごと、みんなごとと考える雰囲気づくりが大切。
- 子どもの人権教育をどのように具現化するかについては、なかなか（市の）対応がなかった。
- 低学年の頃から人権を学んでほしい。

【インターネット上の差別、人権侵害への対応】

- 人権侵害投稿の発見や削除のためのモニタリングを実施することが必要。
- 人権侵害投稿の未然防止につながる施策が必要。

【外国人の人権】

- ヘイトスピーチの解消や民族差別事象への対処について考えていく必要がある。
- 地域に住む人は歴史的背景にかかわらず、安心して暮らせるように、この条例による人権尊重のまちづくりを進めていきたい。
- ヘイトスピーチについて、表現の自由との兼ね合いもあるが、人権尊重の視点からも、公共施設の利用の制限、利用許可基準などを考えていく必要がある。

【市民の主体的な取り組み】

- 市民団体の自主的な人権啓発推進体制の構築が必要。
- 人権啓発イベント参加者数を増加させるシステムが必要。
- 子ども達が幼少期からボランティア活動に参加し、「一人じゃない。仲間がいてくれる。がんばれる」という人が増えるようになってほしい。

4. 東大阪市人権尊重のまちづくり審議会開催状況

	開催日・案件
第1回	令和4年2月24日(木) ・委嘱状の交付 ・会長及び副会長選任 ・東大阪市人権尊重のまちづくり条例について(諮問) ・条例改正方針について
第2回	令和4年6月10日(金) ・東大阪市の現状について ・条例改正の見直しについて
第3回	令和4年9月2日(金) ・東大阪市人権尊重のまちづくり条例改正(案)について ・東大阪市人権尊重のまちづくり条例の見直しについて答申(案)

5. 東大阪市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

役職	氏名	所属等	備考
	あべ まき 安部 麻記	社会保険労務士	
	あんざい かつみ 安西 勝美	東大阪市人権擁護委員会 副会長	
副会長	いばらき のぶお 茨木 延夫	東大阪市人権啓発協議会 会長	
	お 龍 浩 呉 龍浩	東大阪国際交流フェスティバル実行委員会名誉顧問 在日本韓国民団大阪府地方本部 前団長	
会長	しおたに こうじん 潮谷 光人	東大阪大学子ども学部子ども学科 教授	
	にしお なおき 西尾 直樹	東大阪市意岐部地域人権協会 事務局長	
	はまだ やすこ 濱田 康子	東大阪市身体障害者福祉協会 副会長	令和4年4月15日から
	ますだ つとむ 増田 勉	東大阪市人権長瀬地域協議会 事務局次長	
	まつむら もとき 松村 元樹	(公財)反差別・人権研究所みえ 常務理事兼事務局長	
	みね ひるみ 峯 開美	ブランドオブ東大阪アンバサダー	
	むらおか ゆうこ 村岡 悠子	弁護士	
	やました まさこ 山下 雅子	東大阪市身体障害者福祉協会 副会長	令和4年4月14日まで
	り かよん 李 嘉永	近畿大学人権問題研究所 准教授	

(50音順)